第７章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等、社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

第１節　航空災害対策計画

１　基本方針

帯広空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

（１）実施事項

ア　国土交通省東京航空局帯広空港出張所、北海道エアポート株式会社、帯広市

（ア）航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

（イ）迅速、かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

（ウ）災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

（エ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（オ）災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

（カ）災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

（キ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ　航空運送事業者

（ア）航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（イ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（ウ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるもの

とする。

３　災害応急対策

（１）情報通信

航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　情報通信連絡系統

航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

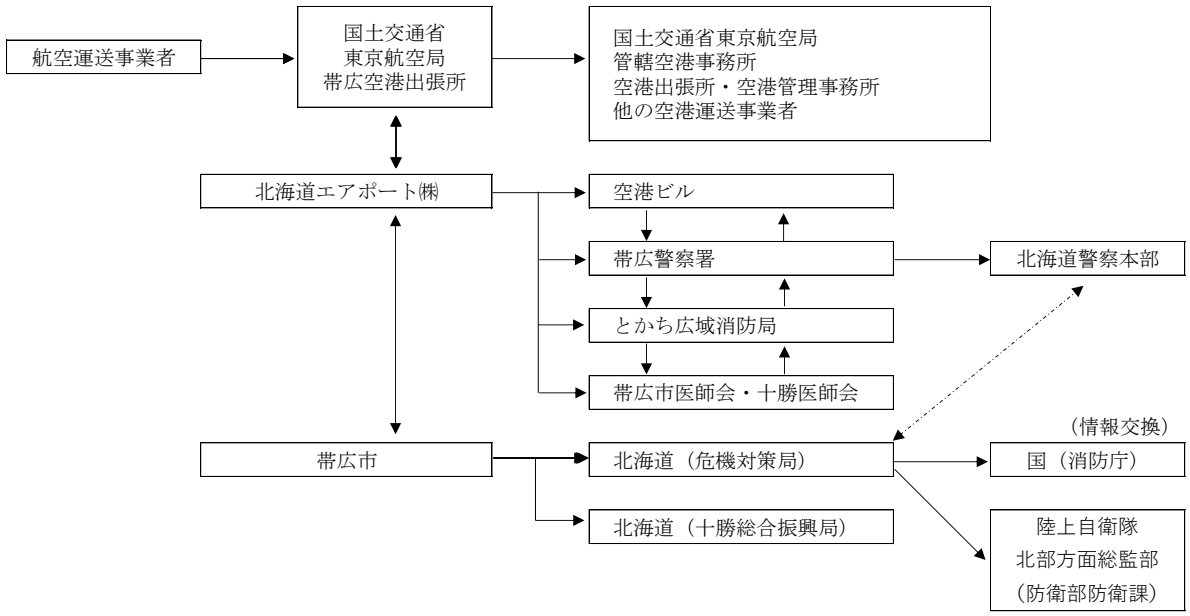

イ　実施事項

（ア）関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（２）災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア　実施機関

国土交通省東京航空局帯広空港出張所、北海道エアポート株式会社、航空運送事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署

イ　実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

a　航空災害の状況
b　家族等の安否情報
c　医療機関等の情報
d　関係機関の災害応急対策に関する情報
e　その他必要な事項

（イ）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

a　航空災害の状況
b　旅客及び乗務員等の安否情報
c　医療機関等の情報
d　関係機関の災害応急対策に関する情報
e　航空輸送復旧の見通し
f　避難の必要性等、地域に与える影響
g　その他必要な事項

４　応急活動体制

（１）災害対策組織

市長は、航空災害時、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。

（２）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、航空災害時には、救難活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要に応じて協議のうえ、次に記載する帯広市航空災害救難対策本部要綱に基づき救難対策本部を設置する。

また、航空災害の発生に伴い、その規模及び範囲からして特に総合的な応急対策活動の必要がある場合には、帯広市災害対策本部設置基準に基づいて、帯広市災害対策本部を設置する。なお、帯広市航空災害救難対策本部要綱及び組織図は別表１のとおり定める。

別表１

《帯広市航空災害救難対策本部要綱 》

（救難対策本部の設置）

第１条　航空機の緊急事態に対処し、その総合的な諸対策を樹立し、救難活動を円滑に実施する機関として帯広市航空災害救難対策本部（以下「救難対策本部」という。）を設置する。

（目 的）

第２条　救難対策本部は、当該機及び当該機による被害者又は物件に対する救難対策を樹立し、実施することを目的とする。

（本部の構成）

第３条　救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。

（１）帯広市
（２）北海道エアポート（株）

（３）国土交通省東京航空局帯広空港出張所
（４）独立行政法人航空大学校帯広分校
（５）新千歳航空測候所帯広航空気象観測所
（６）陸上自衛隊第５旅団帯広駐屯地部隊
（７）帯広警察署
（８）とかち広域消防局
（９）日本航空㈱
(10) ㈱ＡＩＲＤＯ
(11) （一社）帯広市医師会
(12) （一社）十勝医師会
(13) ㈱ＮＴＴ東日本－北海道　北海道東支店
(14) その他

（本部長、副本部長）

第４条　救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。

（１）本部長　　帯広市長
（２）副本部長　帯広市副市長
北海道エアポート（株）帯広空港事業所長
国土交通省東京航空局帯広空港出張所長
独立行政法人航空大学校帯広分校長
新千歳航空測候所帯広航空気象観測所総括観測員
帯広警察署長
とかち広域消防局長
帯広市医師会長
日本航空㈱帯広空港所長
㈱ＡＩＲＤＯ帯広空港所長

（部の設置）

第５条　救難対策本部に諸対策実施の万全を期すため、次の部を置き、それぞれの事務を掌る。

総括部
（１）航空救難業務の総括に関すること。
（２）情報の収集整理に関すること。
（３）各部等との連絡統制に関すること。
（４）現地合同対策本部の設置に関すること。
（５）自衛隊の派遣要請依頼に関すること。
（６）報道機関との連絡に関すること。
（７）他の部に属しないこと。

医療部
（１）傷病者の収容手当に関すること。
（２）その他応急医療に関すること。
（３）医療機関医師等に関すること。

救難部
（１）消火活動に関すること。
（２）乗客及び乗務員の救出に関すること。
（３）災害による死体の安置に関すること。

警備部
（１）災害時における空港内の警備に関すること。
（２）路面交通の確保に関すること。
２　各部の部長は、本部長が指名する。
（行動の基準）
第６条　本部長は、航空機の緊急事態の発生又は発生のおそれがある場合、関係機関に対し、その規模、又は予想に応じた警戒出動、緊急出動の要請を行うものとする。
（救難対策本部設置の場所）
第７条　救難対策本部の設置場所は、原則として空港内に設けるものとする。
（会　議）
第８条　救難対策本部の会議は、本部長が招集する。
（救難対策本部の事務局）
第９条　救難対策本部に事務局を設け、専任職員若干名を置く。
２　専任職員は、総括部の帯広市職員（経済部）及び総括部の中から本部長が指名する者とする。
３　救難対策本部の庶務及びその総括は、事務局において行う。
（雑　則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、本部長が定める。

《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》

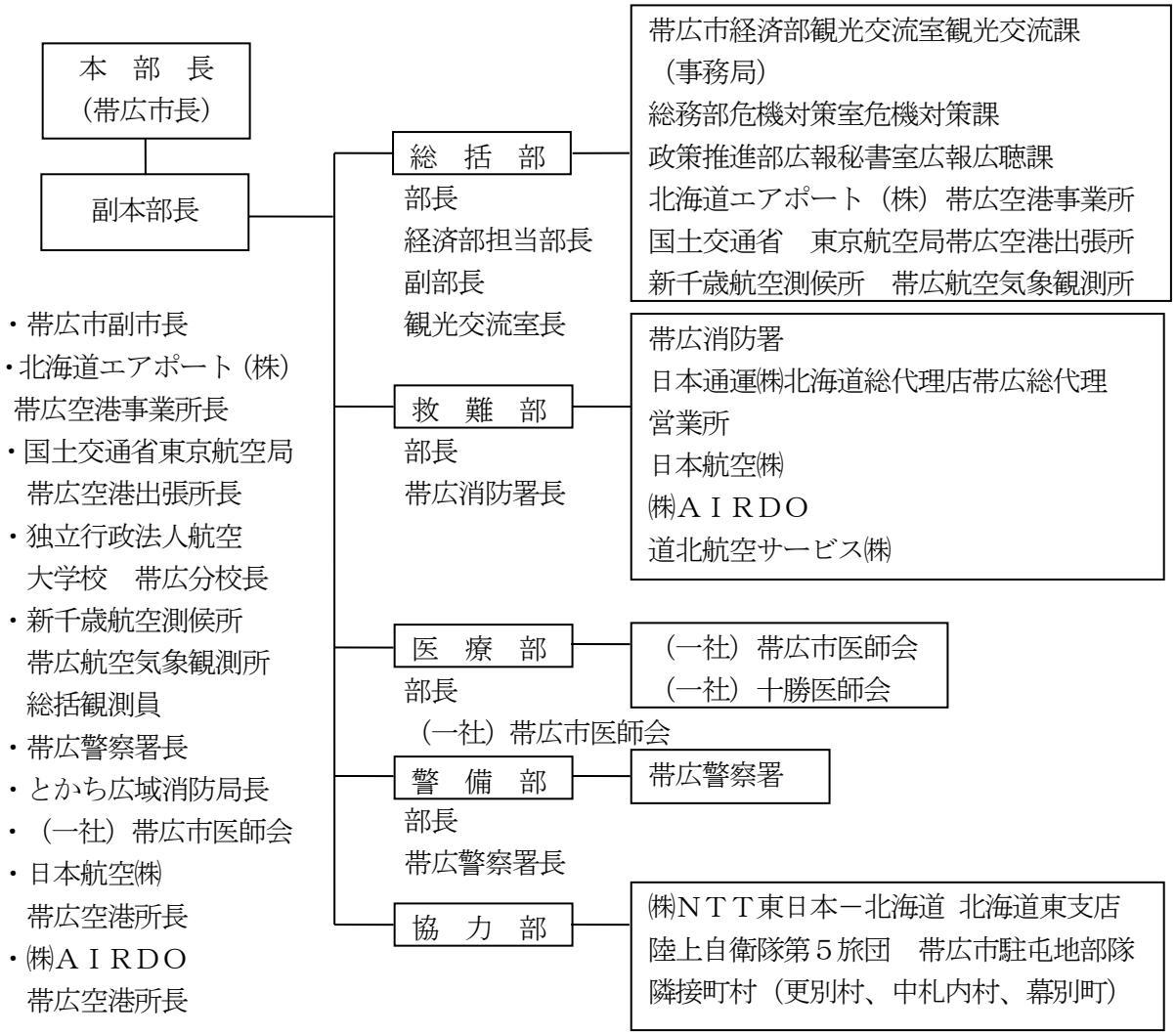

５　救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第５章第６節「救助救出計画」の定めによる。

６　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第５章第 18 節「医療救護計画」に定める。ただし、帯広空港及びその周辺における航空災害発生時は、北海道エアポート株式会社と一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「帯広空港医療救護活動に関する協定」に基づき、それぞれの医師会に救護要員の派遣又は待機を要請する。

７　消防活動

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

帯広市等関係機関は、第５章第 25 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

９　交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第７節「災害警備計画」及び同第８節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第５章第 19 節「防疫計画」及び同第 20 節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

11　自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12　広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第２節　鉄道災害対策計画

１　基本方針

鉄道輸送において、列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防護し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

３　災害応急対策

（１）情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

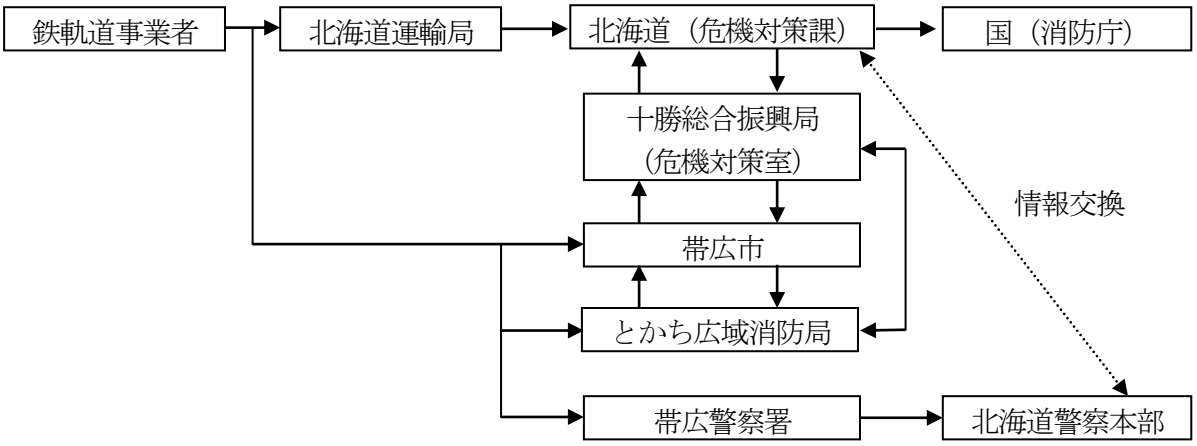

イ　実施事項

（ア）関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（２）災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア　実施機関

鉄軌道事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署

イ　実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するもの

とする。

a　鉄道災害の状況

b　家族等の安否情報

c　医療機関等の情報

d　関係機関の災害応急対策に関する情報

e　その他必要な事項

（イ）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

a　鉄道災害の状況

b　旅客及び乗務員等の安否情報

c　医療機関等の情報

d　関係機関の災害応急対策に関する情報

e　施設等の復旧状況

f　避難の必要性等地域に与える影響

g　その他必要な事項

４　応急活動体制

（１）市の災害対策組織

市長は、鉄道災害通報を受けた場合は直ちに関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え関係機関と連携をとりながら、応急対策を実施するものとする。

（２）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

５　救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第５章第６節「救助救出計画」の定めによる。

６　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第５章第 18 節「医療救護計画」の定めによる。

７　消防活動

消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、第５章第 25 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第７節「災害警備計画」及び同第８節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10　危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第７章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11　自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12　広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

13　鉄道事業者の災害対策

（１）災害時の活動体制

社長及び支社長は、重大な災害時には、これに対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

（防災規定）

また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。

（事故等対策規定）

《 災害対策本部及び現地復旧本部の設置基準 》

第１種体制

名　　称	設　　置　　基　　準
対 策 本 部 現地復旧本部	１　乗客に死亡、もしくは 10 人以上の死傷者が発生した場合 ２　10 両以上の車両が脱線した場合 ３　鉄道事業本部長が必要と認めた場合

第２種体制

名　　称	設　　置　　基　　準
対 策 本 部 現地復旧本部	１　主要本線が３時間以上不通となるおそれのある場合 ２　鉄道事業本部長が必要と認めた場合

（２）自衛消防団

災害が発生した場合は、原因を調査するとともに、自衛消防団を組織し、通報連絡、消防活動、避難誘導、危険物施設の防護など、火災初期の防護に万全を期するものとする。

（防災規定）

（３）避難誘導等

駅構内、車両等における旅客、公衆等の安全の確保を図るため、その避難、誘導、救護等の処置をとる。避難場所については、南公園を指定する。

（４）初期活動

災害が発生し復旧にあたる社員は、人命の救護を第一義とし、負傷者の救出に最善を尽くすこととする。

また、併発事故の防止を図るとともに列車事故に及ぼす損害をできるだけ少なくするため迅速かつ的確に処置をする。

（５）応急処置体制

事故を発見した社員は、列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに指令及び関係箇所の長に通報をする。

（６）非常招集

非常招集は、運輸部長または区所長が必要に応じ所属する社員に対し行うものとする。

（７）通信連絡

乗務員と輸送指令機関における連絡又は運転の指示、非常通信は、列車及び列車の運行を管理する制御所に設置している列車無線、又は災害が発生し、既設の通信設備が使用不能となった場合は、災害用無線を利用して行う。

第３節　道路災害対策計画

１　基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

３　災害応急対策

（１）情報通信連絡系統

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　国の管理する道路の場合

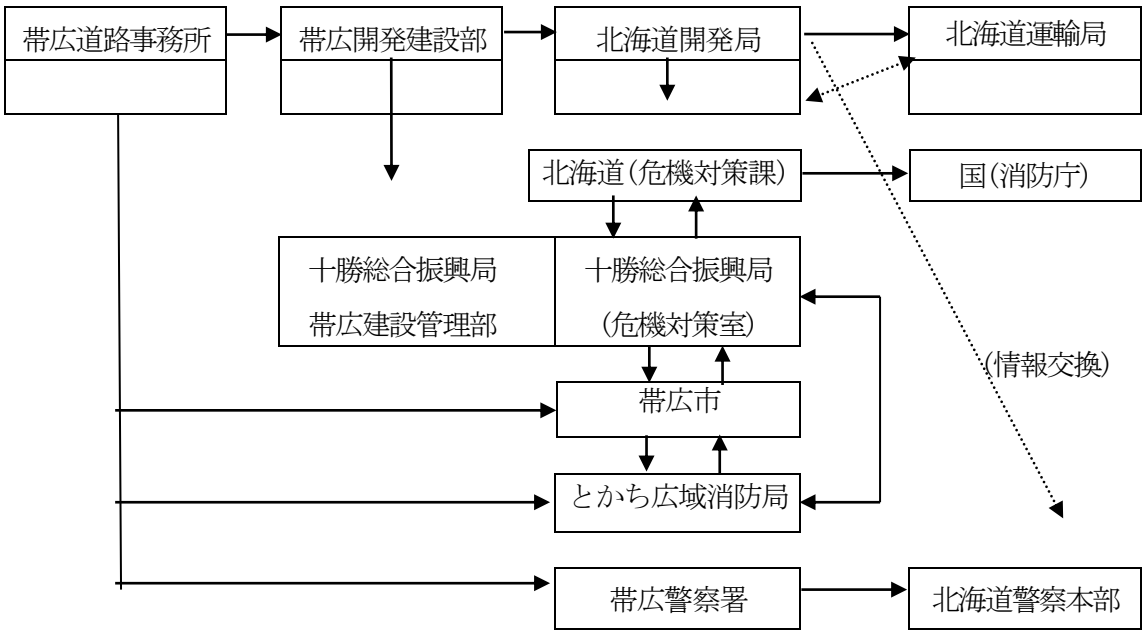

イ　道の管理する道路の場合

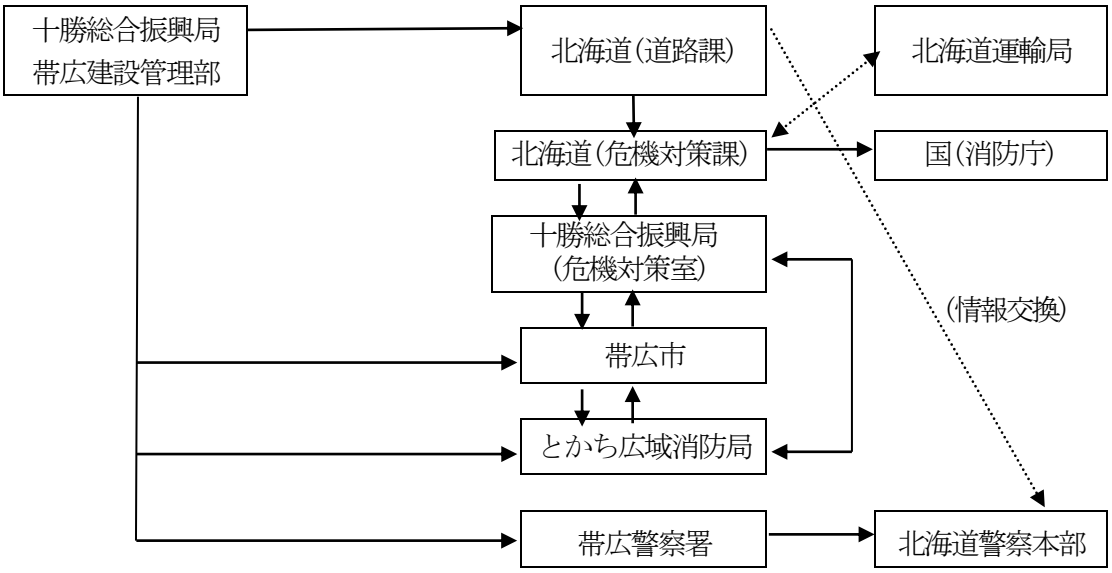

ウ　市町村の管理する道路の場合

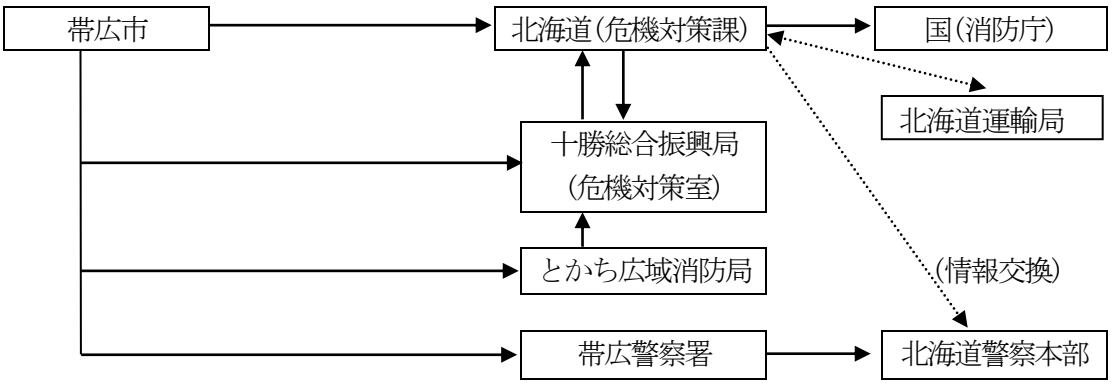

（２）実施事項

ア　関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

４　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（１）道路災害の状況

（２）被災者の安否情報

（３）医療機関等の情報

（４）関係機関等の災害応急対策に関する情報
（５）施設等の復旧状況
（６）避難の必要性等、地域に与える影響
（７）その他必要な事項

５　応急活動体制

（１）市長は、道路災害時には、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
（２）災害対策現地合同本部の設置
　関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

６　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第６節「救助救出計画」の定めにより実施する。

７　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第５章第 18 節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者は災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

８　消防活動

消防活動は、第４章第 10 節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

９　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第５章第 25 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10　交通規制

道路災害時における交通規制については、第５章第８節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。
（１）帯広警察署
　災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第７節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。
（２）道路管理者
　自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

11　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第４節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

12　自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（十勝総合振興局）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

13　広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第４節　危険物等災害対策計画

１　基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　危険物の定義

（１）危険物

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定されているもの

（例）石油類〈ガソリン、灯油、軽油、重油〉など

（２）火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律 149 号）第 2 条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品〈工業雷管、電気雷管等〉など

（３）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの

（例）液化石油ガス〈ＬＰＧ〉、アセチレン、アンモニアなど

（４）毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの

（例）毒物〈シアン化水素、シアン化ナトリウム等〉、劇物〈ホルムアルデヒド、塩素等〉など

（５）放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等よる放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

３　災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

４　災害応急対策

（１）情報通信系統

危険物等災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

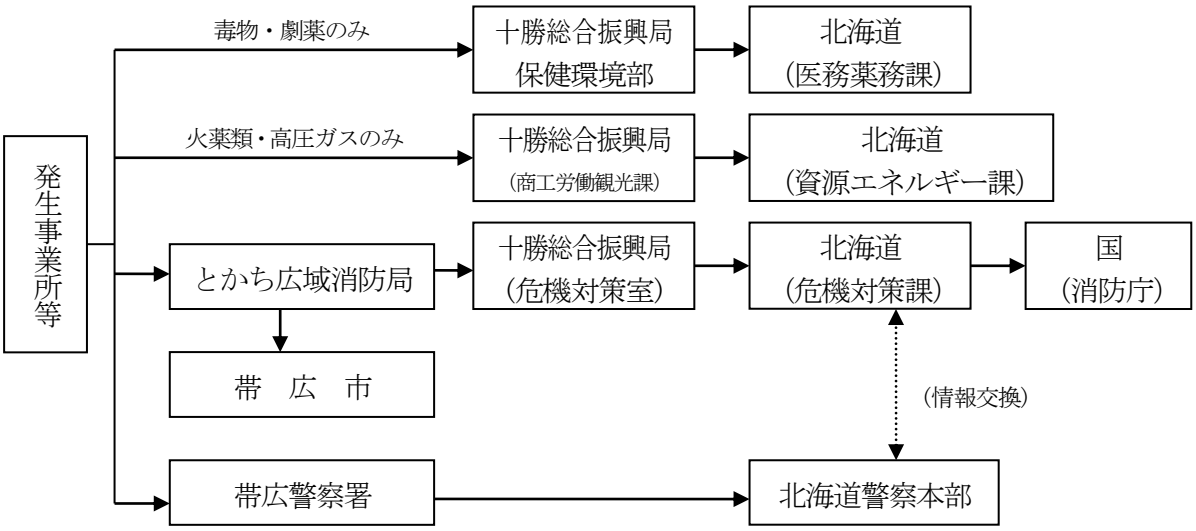

ア　実施事項

（ア）関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（２）災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ　医療機関等の情報

オ　関係機関の災害応急対策に関する情報

カ　避難の必要性等、地域に与える影響

キ　その他必要な事項

５　応急活動体制

（１）市の災害対策組織

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施する。

（２）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

６　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

（１）事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

（２）危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

７　消防活動

消防機関は事業者との緊密な連携を図り、第４章第 10 節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

８　避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第５節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

９　救助救出活動

市等関係機関は、第５章第６節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

10　医療救護活動

市等関係機関は、第５章第 18 節「医療救護計画」、及び第５章第 25 節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

11　交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第７節「災害警備計画」及び第５章第８節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

12　自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

13　広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第５節　大規模な火事災害対策計画

１　基本方針

死傷者が多数発生する等、大規模な火事災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　災害予防

（１）大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物の不燃化、公園・緑地等の幅広い延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進し、安全確保対策の向上に努めるものとする。

（２）予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

（３）防火思想の普及

年二回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図るものとする。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮するものとする。

（４）自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進するものとする。

３　災害応急対策

（１）情報通信

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

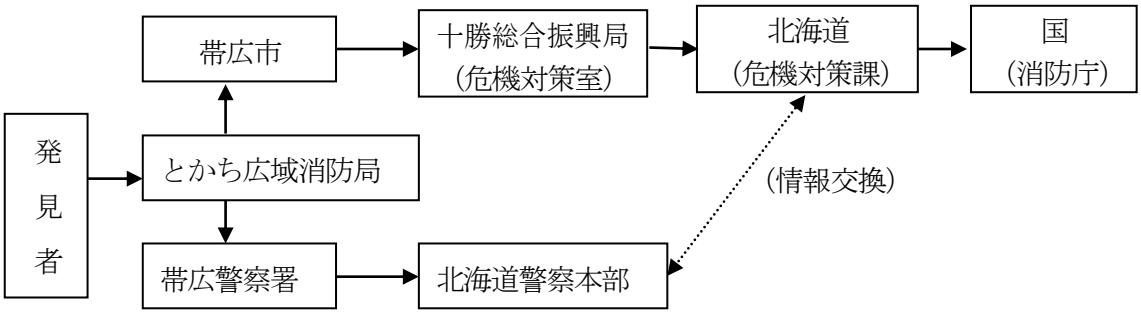

（２）実施事項

ア　関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対集の調整等を行うものとする。

４　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（１）災害の状況
（２）家族等の安否状況
（３）医療機関等の情報
（４）関係機関の実施する応急対策の概要
（５）避難の必要性等、地域に与える影響
（６）その他必要な事項

５　応急活動体制

（１）市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施するものとする。

（２）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

６　消防活動

消防機関は、第４章第 10 節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

７　避難措置

市等関係機関は人命の安全を確保するため、第５章第５節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

８　救助救出活動

市等関係機関は、第５章第６節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

９　医療救護活動

市等関係機関は、第５章第 18 節「医療救護計画」、及び同第 25 節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10　交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第７節「災害警備計画」及び同第８節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

11　自衛隊派遣要請

大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12　広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第６節　林野火災対策計画

１　基本方針

広範囲にわたり林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

２　予防対策

（１）実施機関及び協力機関

林野火災の予消防対策を推進するため、帯広市林野火災予消防対策協議会（業務担当、市農政部農政室農村振興課）を設置し、構成機関相互の緊密な連絡のもとに国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

ア　実施機関及び実施者

帯広市（支所）、十勝総合振興局、北海道森林管理局帯広事務所、十勝西部森林管理署、十勝西部森林管理署上札内森林事務所（八千代）、帯広測侯所、とかち広域消防局（帯広消防署）、帯広警察署、十勝広域森林組合、陸上自衛隊、市有林監視員、森林保全巡視員

イ　協力機関

農業協同組合（帯広市川西、大正）、東北海道木材協会、JR 北海道㈱、十勝バス、帯広観光協会、帯広市教育委員会、各報道機関、東北海道森林整備事業協会、帯広地方素材生産事業協同組合

ウ　帯広市林野火災予消防本部の設置

帯広市林野火災予消防本部を帯広市役所農政部農政室農村振興課に置くものとする。

（２）一般入林者

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

ア　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知すること。

イ　入林の許可・届出等について指導すること。

ウ　火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施すること。

エ　観光関係者による予防意識の啓発を図ること。

（３）火入対策

林野火災危険期間（概ね 3 月～6 月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導するものとする。

ア　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法等の許可附帯条件を遵守すること。

イ　火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

ウ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者が確認すること。

エ　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意すること。

（４）林野内事業者

林野内において事業を営むものは、実施期間中、次の体制をとるものとする。

ア　林野内事業者は、火気危険物取締（油類等）責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置すること。

イ　事業箇所に火気危険物取締責任者の指定する喫煙所ならびに焚き火、ごみ焼き箇所を設け、標識及び消火設備を完備すること。

ウ　火気危険物取締責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

３　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

（１）林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象伝達の一部として帯広測候所が通報を行うものとする。

（２）伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

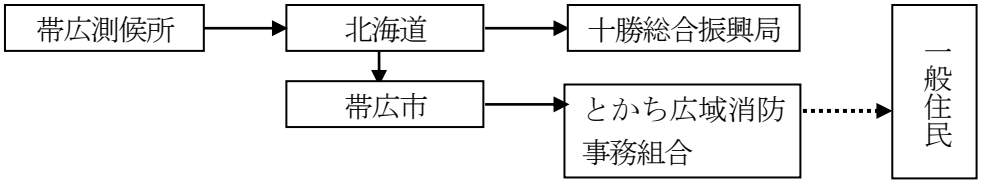

４　応急対策

（１）情報通信

情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

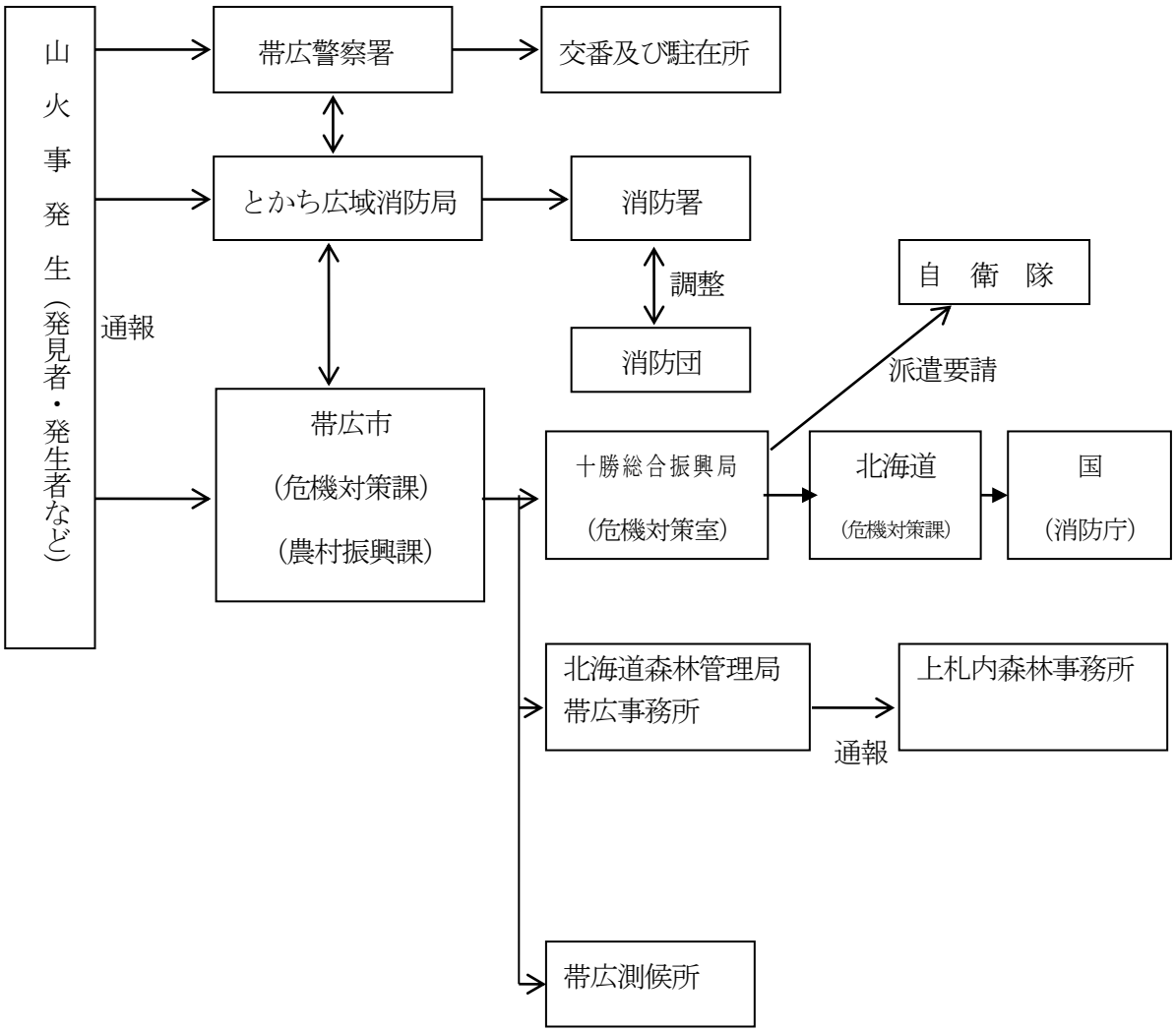

（２）実施事項

ア　関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ　当該市町村及び振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

５　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（１）災害の状況
（２）被災者の安否情報
（３）医療機関等の情報
（４）関係機関の災害応急対策に関する概要
（５）避難の必要性等、地域に与える影響
（６）その他必要な事項

６　応急活動体制

（１）市の災害対策組織

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら応急対策を実施するものとする。

（２）災害(事故)対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

７　消防活動

消防機関は、林野火災の発生時、関係機関の積極的な協力を求め、第４章第 10 節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。

８　自衛隊派遣要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第 31 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊の派遣を要請依頼するものとする。

９　広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第７節　大規模停電災害対策計画

１　基本方針

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

（１）北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ　電力設備については、国の基準等に基づく耐震性の確保はもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ　災害対策を円滑かつ適切に推進するため､関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

（２）帯広市

大規模停電時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

（３）防災関係機関

ア　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ　市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手段、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ　大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（４）病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

３　災害応急対策

１　情報通信

大規模停電災害時の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、別記１のとおりとする。

（２）実施事項

ア　関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

４　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）実施機関

帯広市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

（２）実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　その他必要な事項

５　応急活動体制

（１）帯広市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、帯広市に係る災害応急対策を実施する。

（２）北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて北海道地域防災計画第３章第１節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

（３）防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る応急対策を実施する。

（４）北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ　早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ　大規模災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早

期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

６　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ　火災発生に対する迅速な消火活動

ウ　医療機関との連携による円滑な救急搬送

７　医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第５章第 18 節「医療救護計画」の定めにより実施する。

８　交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第８節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

（１）北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

（２）道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

９　避難所対策

大規模停電災害により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第５章第５節「避難対策計画」の定めにより実施するものとする。

10　応急電力対策

（１）緊急的な電力供給

ア　道は、大規模停電時には、直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ　道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき、電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

（２）通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して重電機器等の提供に努めるものとする。

11　給水対策

帯広市（上下水道部）は水道水を供給するポンプの停止などによる高台等の断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

12　石油類燃料の供給対策

道及び市は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、北海道地域防災計画第５章第 18 節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

13　防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策をおこなうものとする。

14　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、北海道地域防災計画第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

15　広域応援

道、市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第 32 節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記１
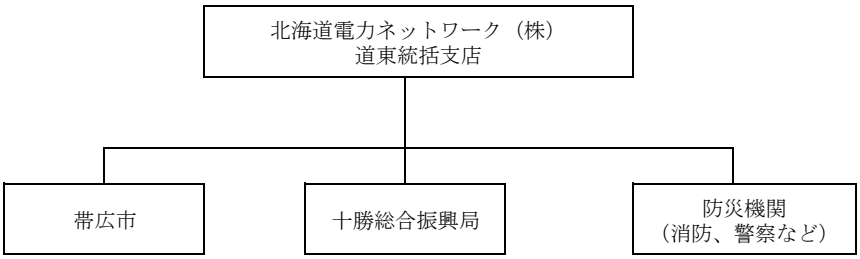
情報通信連絡系統図